

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、我が国においてスマートフォンが国民生活及び経済活動の基盤としての役割を果たしていることに鑑み、スマートフォンの利用に特に必要な特定ソフトウェアの提供等を行う事業者に対し、特定ソフトウェアの提供等を行う事業者としての立場を利用して自ら提供する商品又は役務を競争上優位にすること及び特定ソフトウェアを利用する事業者の事業活動に不利益を及ぼすことの禁止等について定めることにより、特定ソフトウェアに係る公正かつ自由な競争の促進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすること。

(第一条関係)

二 定義

- 1 この法律において「スマートフォン」とは、次のいずれにも該当する端末をいうものとする。
 - (1) 常時携帯して利用できる大きさであること。
 - (2) 当該端末にソフトウェア（プログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ること

ができるように組み合わせられたものをいう。)の集合体であつて、特定の目的のために電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。二及び第三の四において同じ。)を追加的に組み込み、当該ソフトウェアを当該端末で利用できること。

(3) 当該端末を用いて電話及びインターネットの利用ができること。

2 この法律において「基本動作ソフトウェア」とは、スマートフォンに組み込まれ、主としてスマートフォンの中核演算処理装置における演算の制御その他のスマートフォンの動作の制御を行うための情報処理を行うよう構成されたソフトウェアをいうものとする。

3 この法律において「個別ソフトウェア」とは、スマートフォンに組み込まれ、基本動作ソフトウェアを通じて電子メールの送受信、地図の表示その他のスマートフォンの利用者の個別の用途に供されるよう構成されたソフトウェアをいうものとする。

4 この法律において「アプリストア」とは、個別ソフトウェアのうち、他の個別ソフトウェアを有償又は無償で提供して、当該他の個別ソフトウェアをスマートフォンに組み込む用途に供されるものをいうものとする。

5 この法律において「ブラウザ」とは、個別ソフトウェアのうち、主としてインターネットを利用してウェブページ（インターネットを利用した情報の閲覧の用途に供される電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）であつて公正取引委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。）を閲覧する用途に供されるものをいうものとする。

6 この法律において「検索エンジン」とは、入力された検索情報（検索により求める情報をいう。）に対応して当該検索情報が記録された不特定多数のウェブページのドメイン名（インターネットにおいて、個々の電子計算機を識別するために割り当てられる番号、記号又は文字の組合せに対応する文字、番号、記号その他の符号又はこれらの結合をいう。）その他の所在に関する情報を出力するソフトウェアをいうものとする。

7 この法律において「特定ソフトウェア」とは、基本動作ソフトウェア、アプリストア、ブラウザ及び検索エンジンを総称するものとする。

8 この法律において「特定ソフトウェアの提供等」とは、基本動作ソフトウェア、アプリストア若し

くはブラウザの提供又は検索エンジンを用いた検索役務（スマートフォン利用者が検索により求める情報を特定の分野又は画像、映像その他の特定の形式に限定することなく表示する役務をいう。第三の五及び第四の三において同じ。）の提供をいうものとする。

9 この法律において「個別アプリ事業者」とは、個別ソフトウェアを提供する事業者（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第二条第一項に規定する事業者をいう。以下同じ。）をいうものとする。

10 この法律において「ウェブサイト事業者」とは、商品又は役務の提供を目的として、スマートフォンを利用する公衆へのウェブページ又はその集合物の提示を行う事業者をいうものとする。

（第二条関係）

第二 特定ソフトウェア事業者の指定等

一 特定ソフトウェア事業者の指定

1 公正取引委員会は、特定ソフトウェアの提供等を行う事業者（2において「特定ソフトウェア事業者」という。）のうち、当該特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が他の事業者の事業活動を

排除し、又は支配し得るものとして特定ソフトウェアの種類ごとに利用者の数その他の当該事業の規模を示す指標により政令で定める規模以上であるものを、第三から第五までの規定の適用を受ける者として指定するものとする。

2 特定ソフトウェア事業者は、その行う特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が1の政令で定める規模以上であるときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、特定ソフトウェアの種類ごとに公正取引委員会規則で定める事項を公正取引委員会に届け出なければならないものとする。ただし、1の規定による指定（以下単に「指定」という。）を受けた者（以下「指定事業者」という。）にあつては、当該指定に係る特定ソフトウェアについては、この限りでないものとする。

（第三条関係）

二 特定ソフトウェア事業者の指定の変更及び取消し

1 指定事業者は、その指定に係る特定ソフトウェアの種類の一部又は全部について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、公正取引委員会に、その指定を変更し、又は取り消すべき旨の申出をすることができるものとする。

(1) 特定ソフトウェアの提供等を行わなくなったとき。

(2) 特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が一の1の政令で定める規模を下回った場合において、再び当該規模以上となることがないと明らかに認められるとき。

2 公正取引委員会は、1の申出があつた場合において、当該申出に理由があると認めるときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、指定を決定で変更し、又は取り消すものとする。1の申出がない場合において、1のいずれかに掲げる事由が生じたときも、同様とするものとする。

3 公正取引委員会は、指定事業者について、その指定に係る特定ソフトウェア以外の特定ソフトウェアに関し、その行う特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が一の1の政令で定める規模以上となつたときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、当該指定を決定で変更するものとする。

(第四条関係)

第三 指定事業者の禁止行為

一 取得したデータの不当な使用の禁止

指定事業者は、その指定に係る次に掲げる特定ソフトウェアについて、次に定める行為を行ってはないものとする。

(1) 基本動作ソフトウェア 他の個別アプリ事業者による個別ソフトウェアの提供に係る当該基本動作ソフトウェアの利用に伴い当該指定事業者が取得した当該個別ソフトウェアの利用状況に係るデータ、当該個別ソフトウェアの作動状況に係るデータその他の公正取引委員会規則で定めるデータ（既に公開されているデータを除く。）について、これを当該他の個別アプリ事業者が提供する商品又は役務と競争関係にある商品又は役務の提供のために自ら使用し、又はその子会社等（独占禁止法第二条の二第二項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に使用させること。

(2) アプリストア 他の個別アプリ事業者による個別ソフトウェアの提供に係る当該アプリストアの利用に伴い当該指定事業者が取得した当該個別ソフトウェアの売上げに係るデータ、当該個別ソフトウェアの仕様に係るデータその他の公正取引委員会規則で定めるデータ（既に公開されているデータを除く。）について、これを当該他の個別アプリ事業者が提供する商品又は役務と競争関係にある商品又は役務の提供のために自ら使用し、又はその子会社等に使用させること。

(3) ブラウザ 他のウェブサイト事業者が提示するウェブページの当該ブラウザによる表示に伴い当該指定事業者が取得した当該ウェブページの閲覧履歴（スマートフォン利用者がブラウザを利用してウェブページを閲覧する際に当該ブラウザに記録される閲覧日時その他の履歴をいう。第四の一において同じ。）に係るデータ、当該ウェブページの作動状況に係るデータその他の公正取引委員会規則で定めるデータ（既に公開されているデータを除く。）について、これを当該他のウェブサイト事業者が提供する商品又は役務と競争関係にある商品又は役務の提供のために自ら使用し、又はその子会社等に使用させること。

（第五条関係）

二 個別アプリ事業者に対する不公正な取扱いの禁止

指定事業者（基本動作ソフトウェア又はアプリストアに係る指定を受けたものに限る。）は、その指定に係る基本動作ソフトウェア又はアプリストアに関し、個別アプリ事業者に対し、当該個別アプリ事業者が提供する個別ソフトウェアの作動中に表示される当該個別ソフトウェアの仕様等の表示の方法等に係る条件その他の個別アプリ事業者による当該基本動作ソフトウェア又はアプリストアの利用に係る条件及び当該条件に基づく取引の実施について、不当に差別的な取扱いその他の不公正な取扱いをして

はならないものとする。

(第六条関係)

三 基本動作ソフトウェアに係る指定事業者の禁止行為

指定事業者（基本動作ソフトウェアに係る指定を受けたものに限る。）は、その指定に係る基本動作ソフトウェアに関し、次に掲げる行為を行ってはならないものとする。ただし、当該基本動作ソフトウェアが組み込まれたスマートフォンについて、サイバーセキュリティの確保等（スマートフォンの利用に係るサイバーセキュリティ基本法第二条に規定するサイバーセキュリティの確保、スマートフォンの利用に伴い取得される氏名、性別その他のスマートフォンの利用者に係る情報の保護、スマートフォンの利用に係る青少年の保護その他政令で定める目的をいう。四において同じ。）のために必要な行為を行う場合であつて、他の行為によつてその目的を達成することが困難であるときは、この限りでないものとする。

- (1) 当該基本動作ソフトウェアを通じて提供されるアプリストアを当該指定事業者（その子会社等を含む。(2)において同じ。)が提供するものに限定することのほか、他の事業者が当該基本動作ソフトウェアを通じてアプリストアを提供し、又はスマートフォンの利用者が当該基本動作ソフトウェア

アを通じて他の事業者が提供するアプリストアを利用することを妨げること。

- (2) 当該基本動作ソフトウェアにより制御される音声を出力する機能その他のスマートフォンの動作に係る機能であつて、当該指定事業者が個別ソフトウェアの提供に利用するものについて、同等の性能で他の事業者が個別ソフトウェアの提供に利用することを妨げること。
(第七条関係)

四 アプリストアに係る指定事業者の禁止行為

指定事業者（アプリストアに係る指定を受けたものに限る。）は、その指定に係るアプリストアに關し、個別アプリ事業者に対し、次に掲げる行為を行つてはならないものとする。ただし、(1)から(3)までに掲げる行為（(3)の個別ソフトウェアがブラウザである場合を除く。）にあつては、当該アプリストアが組み込まれたスマートフォンについて、サイバーセキュリティの確保等のために必要な行為を行う場合であつて、他の行為によつてその目的を達成することが困難であるときは、この限りでないものとする。

- (1) 当該個別アプリ事業者がその提供する個別ソフトウェアを通じて商品又は役務を提供する場合においてスマートフォンの利用者による当該商品又は役務の対価の支払の用に供する前払式支払手段

(資金決済に関する法律第三条第一項に規定する前払式支払手段をいう。) その他の支払手段(1)において単に「支払手段」という。) に関し、次に掲げる行為を行うこと。

イ 当該指定事業者(その子会社等を含む。四において同じ。) が提供する支払管理役務(スマートフォン)の利用者が個別ソフトウェアの作動中に支払手段を用いることができるようにする役務をいう。(1)において同じ。) 以外の支払管理役務を当該個別アプリ事業者が利用しないことを当該アプリストアを通じて個別ソフトウェアを提供する際の条件とすること。

ロ イに掲げるもののほか、当該指定事業者が提供する支払管理役務以外の支払管理役務を当該個別アプリ事業者が利用すること又は当該個別アプリ事業者が支払管理役務を利用せずにスマートフォン)の利用者に対して支払手段を用いることができるようにすることを妨げること。

(2) 当該個別アプリ事業者がその提供する個別ソフトウェア(2)において「本個別ソフトウェア」という。) を通じて商品又は役務を提供し、これと同一の商品又は役務をウェブページ又は本個別ソフトウェア以外の個別ソフトウェア(2)において「関連ウェブページ等」という。) を通じて提供する場合(これに準ずるものとして政令で定める場合を含む。) において、次に掲げる行為を行う

こと。

イ 関連ウェブページ等を通じて提供する商品又は役務の価格その他の情報について、本個別ソフトウェアの作動中に表示されないようにすることを当該アプリストアを通じて本個別ソフトウェアを提供する際の条件とすること（本個別ソフトウェアを経由して関連ウェブページ等を閲覧できる機能として公正取引委員会規則で定めるものの利用を拒み、又は制限する条件を付することを含む。）。

ロ イに掲げるもののほか、本個別ソフトウェアを利用するスマートフォンの利用者に対して関連ウェブページ等を通じて商品又は役務を提供することを妨げること。

(3) 当該個別アプリ事業者が提供する個別ソフトウェアの構成要素であるブラウザエンジン（ブラウザの一部を構成するソフトウェアであつて、ウェブページに係る情報を閲覧することができる状態に処理するものをいう。(3)において同じ。）について、次に掲げる行為を行うこと。

イ 当該指定事業者が提供するブラウザエンジンに当該個別ソフトウェアの構成要素とすることを当該アプリストアを通じて個別ソフトウェアを提供する際の条件とすること。

ロ イに掲げるもののほか、当該指定事業者が提供するブラウザエンジン以外のブラウザエンジンを当該個別ソフトウェアの構成要素とすることを妨げること。

(4) 当該個別アプリ事業者が提供する個別ソフトウェアに係る利用者確認（スマートフォンの利用者が個別ソフトウェアを利用する際に符号その他の情報により当該スマートフォンの利用者を他の者と区別して識別することをいう。）の方法について、当該指定事業者が提供するものを当該個別ソフトウェアの作動中表示することを当該アプリストアを通じて個別ソフトウェアを提供する際の条件とすること。

（第八条関係）

五 検索エンジンに係る指定事業者の禁止行為

指定事業者（検索エンジンに係る指定を受けたものに限る。）は、その指定に係る検索エンジンを用いて提供する検索役務において、スマートフォンの利用者が検索により求める商品又は役務に係る情報を表示する際に、当該指定事業者（その子会社等を含む。）が提供する商品又は役務を、正当な理由がないのに、これと競争関係にある他の商品又は役務よりも優先的に取り扱ってはならないものとする。

（第九条関係）

第四 指定事業者の講ずべき措置

一 データの取得等の条件の開示に係る措置

1 指定事業者は、その指定に係る次に掲げる特定ソフトウェアについて、公正取引委員会規則で定めるところにより、次に定める措置を講じなければならないものとする。

- (1) 基本動作ソフトウェア 他の個別アプリ事業者による個別ソフトウェアの提供に係る当該基本動作ソフトウェアの利用に伴い当該指定事業者が取得する当該個別ソフトウェアの利用状況に係るデータ、当該個別ソフトウェアの作動状況に係るデータその他の公正取引委員会規則で定めるデータに関し、当該指定事業者による取得又は使用に関する条件（取得するデータの内容及びその管理体制を含む。一において同じ。）及び当該他の個別アプリ事業者による取得に関する条件（取得の可否及び方法並びに取得できるデータの内容を含む。(2)において同じ。）について、当該他の個別アプリ事業者に開示する措置

- (2) アプリストア 他の個別アプリ事業者による個別ソフトウェアの提供に係る当該アプリストアの利用に伴い当該指定事業者が取得する当該個別ソフトウェアの売上げに係るデータ、当該個別ソフ

トウェアの仕様に係るデータその他の公正取引委員会規則で定めるデータに関し、当該指定事業者による取得又は使用に関する条件及び当該他の個別アプリ事業者による取得に関する条件について、当該他の個別アプリ事業者に開示する措置

(3) ブラウザ 他のウェブサイト事業者が提示するウェブページの当該ブラウザによる表示に伴い当該指定事業者が取得する当該ウェブページの閲覧履歴に係るデータ、当該ウェブページの作動状況に係るデータその他の公正取引委員会規則で定めるデータに関し、当該指定事業者による取得又は使用に関する条件及び当該他のウェブサイト事業者による取得に関する条件（取得の可否及び方法並びに取得できるデータの内容を含む。）について、当該他のウェブサイト事業者に開示する措置

2 指定事業者は、スマートフォンの利用者による1の(1)から(3)までに掲げる特定ソフトウェアの利用に伴い当該指定事業者が取得する当該利用の状況に係るデータその他の公正取引委員会規則で定めるデータに関し、当該指定事業者による取得又は使用に関する条件について、公正取引委員会規則で定めるところにより、当該利用者の開示する措置を講じなければならないものとする。

（第十条関係）

二 取得したデータの移転に係る措置

指定事業者は、その指定に係る次に掲げる特定ソフトウェアについて、公正取引委員会規則で定めるところにより、当該特定ソフトウェアが組み込まれたスマートフォンの利用者の求めに応じて、当該利用者又は当該利用者が指定する者に対して、次に定めるデータを円滑に移転するために必要な措置を講じなければならないものとする。

- (1) 基本動作ソフトウェア 当該利用者による当該基本動作ソフトウェアの利用に伴い当該指定事業者が取得した当該利用者の連絡先に関するデータその他の公正取引委員会規則で定めるデータ
- (2) アプリストア 当該利用者による当該アプリストアの利用に伴い当該指定事業者が取得した当該利用者が購入した個別ソフトウェアに関する情報その他の公正取引委員会規則で定めるデータ
- (3) ブラウザ 当該利用者による当該ブラウザの利用に伴い当該指定事業者が取得した当該利用者がその閲覧の利便のために当該ブラウザに記録したウェブページの所在に関する情報その他の公正取引委員会規則で定めるデータ

(第十一条関係)

三 標準設定等に係る措置

指定事業者は、その指定に係る次に掲げる特定ソフトウェアについて、公正取引委員会規則で定めるところにより、次に定める措置を講じなければならないものとする。

(1) 基本動作ソフトウェア 次に掲げる措置

イ 当該基本動作ソフトウェアに係る標準設定（基本動作ソフトウェアにより特定の個別ソフトウェアが自動的に選択され、起動する設定をいう。ロにおいて同じ。）について、当該指定事業者（その子会社等を含む。三において同じ。）が提供する個別ソフトウェアが起動する場合には、スマートフォンの利用者が簡易な操作により当該標準設定を変更することができるようにするために必要な措置

ロ 個別ソフトウェアのうちスマートフォンの利用者の選択の機会が特に確保される必要があるものとして政令で定めるものについて、当該基本動作ソフトウェアに係る標準設定をすることができる同種の複数の個別ソフトウェアについての選択肢が表示されるようにすることその他のスマートフォン利用者の選択に資する措置

ハ 当該指定事業者が提供する個別ソフトウェアについて、スマートフォンに追加的に組み込む場

合において当該スマートフォン利用者の同意を得るために必要な措置

ニ 当該指定事業者が提供する個別ソフトウェアについて、スマートフォンの利用者が簡易な操作によりそのスマートフォンから消去（スマートフォンを設定を操作する個別ソフトウェアその他のスマートフォン動作に不可欠であり、かつ、他の事業者が技術的に提供できない個別ソフトウェアにあつては、当該個別ソフトウェアを起動させるための標章を表示しないことその他の消去に相当する操作）をすることができるようにするために必要な措置

(2) ブラウザ 次に掲げる措置

イ 当該ブラウザに係る標準設定（ブラウザにより特定の検索役務その他の役務が自動的に選択され、提供される設定をいう。ロにおいて同じ。）について、当該指定事業者による役務が提供される場合には、スマートフォンの利用者が簡易な操作により当該標準設定を変更することができるようにするために必要な措置

ロ 当該ブラウザに係る標準設定に係る役務のうちスマートフォンの利用者の選択の機会が特に確保される必要があるものとして政令で定めるものについて、当該ブラウザに係る標準設定をする

ことができる同種の複数の役務についての選択肢が表示されるようにすることその他のスマートフォン
フォンの利用者の選択に資する措置
(第十二条関係)

四 特定ソフトウェアの仕様等の変更等に係る措置

指定事業者は、その指定に係る次に掲げる特定ソフトウェアについて、仕様の設定若しくは変更、利用に係る条件の設定若しくは変更又は利用の拒絶をするときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、次に定める事業者が当該措置に円滑に対応するための期間の確保、情報の開示、必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならないものとする。

(1) 基本動作ソフトウェア 当該基本動作ソフトウェアを利用する個別アプリ事業者及びウェブサイト事業者

(2) アプリストア 当該アプリストアを利用する個別アプリ事業者

(3) ブラウザ 当該ブラウザにより表示されるウェブページを提示するウェブサイト事業者

(第十三条関係)

第五 指定事業者による報告書の提出等

一 指定事業者の報告書の提出義務

指定事業者は、毎年度、公正取引委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、公正取引委員会に提出しなければならないものとする。

(1) 指定事業者の事業の概要に関する事項

(2) 第三及び第四の規定を遵守するために講じた措置に関する事項

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、この法律の規定の遵守の状況の確認のために必要な事項

(第十四条第一項関係)

二 公正取引委員会の報告書の公表義務

公正取引委員会は、事業者の秘密を除いて、一の報告書を公表しなければならないものとする。

(第十四条第二項関係)

第六 違反に対する申出、調査等

一 公正取引委員会に対する申出等

1 何人も、この法律の規定に違反する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事

実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めることができるものとする。

2 指定事業者は、1の規定による報告及び求めをした者に対し、当該報告及び求めをしたことを理由として、特定ソフトウェアの利用の拒絶その他の不利益な取扱いをしてはならないものとする。

3 1の規定による報告があったときは、公正取引委員会は、当該報告に係る事件について必要な調査をしなければならぬものとする。

4 1の規定による報告が、公正取引委員会規則で定めるところにより、書面で具体的な事実を摘示してされた場合において、当該報告に係る事件について、適当な措置をとり、又は措置をとらないこととしたときは、公正取引委員会は、速やかに、その旨を当該報告をした者に通知しなければならないものとする。

5 公正取引委員会は、この法律の規定に違反する事実があると思料するときは、職権をもって適当な措置をとることができるものとする。

(第十五条関係)

二 調査のための処分等

公正取引委員会による調査のための処分等について所要の規定を設けること。

第七 排除措置命令等

一 排除措置命令

1 第三の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、指定事業者に対し、当該行為の差止め、事業の一部の譲渡その他これらの規定に違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることが出来るものとする。

2 公正取引委員会は、第三の規定に違反する行為が既になくなっていない場合においても、特に必要があるとき、次に掲げる者に対し、当該行為が既になくなっていない旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることが出来るものとする。ただし、当該行為がなくなった日から三年を経過したときは、この限りでないものとする。

(1) 当該行為をした指定事業者

(2) 当該行為をした指定事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人

(3) 当該行為をした指定事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人

(4) 当該行為をした指定事業者から当該行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

(第十八条関係)

二 課徴金納付命令

1 指定事業者が、第三の三又は四(1)及び(2)に係る部分に限る。)に違反する行為(二及び三において単に「違反行為」という。)をしたときは、公正取引委員会は、当該指定事業者に対し、当該違反行為に係る違反行為期間における、政令で定めるところにより算定した当該指定事業者及びその特定非違反供給子会社等(独占禁止法第二条の二第七項に規定する特定非違反供給子会社等をいう。)が供給した当該違反行為に係る商品又は役務の売上額に、百分の二十を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならないこととし、そのほか違反行為期間について定めるものとする。

2 1の規定による命令(以下「課徴金納付命令」という。)をする場合において、当該違反行為に係

る課徴金の計算の基礎となるべき事実を把握することができない期間における1に規定する売上額の推計について定めるものとする事。 (第十九条関係)

三 割増算定率

課徴金納付命令をする場合において、当該指定事業者が次のいずれかに該当する者であるときは、納付を命じる課徴金の額の計算に係る売上額に乗ずる率を百分の三十とするものとする事。

(1) 当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に、課徴金納付命令を受けたことがある者（当該課徴金納付命令が確定している場合であつて、かつ、当該課徴金納付命令の日以後において当該違反行為をしていた場合に限る。）

(2) (1)に該当する者を除き、当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に、その完全子会社（独占禁止法第二条の二第三項に規定する完全子会社をいう。(2)において同じ。)が課徴金納付命令を受けたことがある者（当該課徴金納付命令の日において当該指定事業者の完全子会社である場合であつて、かつ、当該課徴金納付命令の日以後において当該違反行為をしていた場合に限る。）

(3) (1)及び(2)に該当する者を除き、当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に課徴金納付命令を受けたことがある他の事業者である法人と合併した事業者である法人又は当該他の事業者である法人から当該課徴金納付命令に係る違反行為に係る事業の全部若しくは一部を譲り受け、若しくは分割により当該事業の全部若しくは一部を承継した事業者である法人（当該合併、譲受け又は分割の日以後において当該違反行為をしていた場合に限る。）（第二十条関係）

四 課徴金の納付義務

二及び三の規定により計算した課徴金の納付義務に係る所要の規定を設けること。

（第二十一条関係）

五 排除措置計画の認定等

1 公正取引委員会は、第三の規定に違反する事実があると思料する場合において、その疑いの理由となつた行為について、公正かつ自由な競争の促進を図る上で必要があると認めるときは、当該行為をしている者に対し、次に掲げる事項を書面により通知することができるものとする。

(1) 当該行為の概要

(2) 違反する疑いのある法令の条項

(3) 2の規定による認定の申請をすることができる旨

(第二十二條關係)

2 1の規定による通知を受けた者は、疑いの理由となった行為を排除するために必要な措置を自ら策定し、実施しようとするときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、その実施しようとする措置（五において「排除措置」という。）に関する計画（五において「排除措置計画」という。）を作成し、これを当該通知を受けた日から六十日以内に公正取引委員会に提出して、その認定を申請することができる。公正取引委員会は、当該排除措置計画が、疑いの理由となった行為を排除するために十分なものであること等の要件に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

(第二十三條關係)

3 一及び二の1の規定は、公正取引委員会が2の認定をした場合において、当該認定に係る疑いの理由となった行為及び排除措置に係る行為については、適用しないものとする。

(第二十四條關係)

4 公正取引委員会は、次のいずれかに該当するときは、2の認定を取り消さなければならないものと

すること。

(1) 2の認定を受けた排除措置計画に従って排除措置が実施されていないと認めるとき。

(2) 2の認定を受けた者が虚偽又は不正の事実に基づいて当該認定を受けたことが判明したとき。

(第二十五条関係)

六 排除確保措置計画の認定等

1 公正取引委員会は、第三の規定に違反する疑いの理由となった行為が既になくなっていない場合においても、公正かつ自由な競争の促進を図る上で特に必要があると認めるときは、当該疑いの理由となった行為をした者等に対し、次に掲げる事項を書面により通知することができるものとする。

(1) 疑いの理由となった行為の概要

(2) 違反する疑いのあった法令の条項

(3) 2の規定による認定の申請をすることができる旨 (第二十六条関係)

2 1の規定による通知を受けた者は、疑いの理由となった行為が排除されたことを確保するために必要な措置を自ら策定し、実施しようとするときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、その

実施しようとする措置（六において「排除確保措置」という。）に関する計画（六において「排除確保措置計画」という。）を作成し、これを当該通知を受けた日から六十日以内に公正取引委員会に提出して、その認定を申請することができ、公正取引委員会は、当該排除確保措置計画が、疑いの理由となった行為が排除されたことを確保するために十分なものであること等の要件に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

（第二十七条関係）

3 一及び二の1の規定は、公正取引委員会が2の認定をした場合における当該認定に係る疑いの理由となった行為及び排除確保措置に係る行為については、適用しないものとする。

（第二十八条関係）

4 公正取引委員会は、次のいずれかに該当するときは、2の認定を取り消さなければならないものとする。

- (1) 2の認定を受けた排除確保措置計画に従って排除確保措置が実施されていないと認めるとき。
- (2) 2の認定を受けた者が虚偽又は不正の事実に基づいて当該認定を受けたことが判明したとき。

（第二十九条関係）

七 勧告及び命令

1 公正取引委員会は、指定事業者が第四又は第六の一の二の規定に違反したと認めるときは、当該指定事業者に対し、速やかにその違反に係る行為をやめるべきこと、第四に規定する措置を講ずべきことその他必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

2 公正取引委員会は、1の規定による勧告を受けた指定事業者が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置を講じなかつたときは、当該勧告を受けた者に対し、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができるものとする。

(第三十条関係)

第八 差止請求、損害賠償等

一 差止請求権

第三の規定に違反する行為によつてその利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、これにより著しい損害を生じ、又は生ずるおそれがあるときは、その利益を侵害する指定事業者又は侵害するおそれがある指定事業者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができるものとする。

(第三十一条関係)

二 無過失損害賠償責任

1 第三の規定に違反する行為をした指定事業者は、被害者に対し、損害賠償の責めに任ずるものとする。

2 指定事業者は、故意又は過失がなかったことを証明して、1に規定する責任を免れることができないものとする。

3 1の規定による損害賠償の請求権は、排除措置命令（第七の一の規定による命令をいう。以下同じ。）（排除措置命令がされなかった場合にあつては、課徴金納付命令）が確定した後でなければ、裁判上主張することができないものとする。

4 3の請求権は、排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあつては、課徴金納付命令）が確定した日から三年を経過したときは、時効によつて消滅するものとする。 （第三十二条関係）

三 不正の目的による提訴に対する担保の提供及び公正取引委員会への通知等

一の規定による侵害の停止又は予防に関する訴えが提起されたときにおける、不正の目的による提訴に対する担保の提供、公正取引委員会への通知その他の所要の規定を設けること。

(第三十三条及び第三十四条関係)

四 書類の提出等

一の規定による侵害の停止又は予防に関する訴訟における、書類の提出等、秘密保持命令、秘密保持命令の取消しに関する所要の規定を設けること。
(第三十五条から第三十七条まで関係)

五 訴訟記録の閲覧等の請求の通知等

秘密保持命令が発せられた訴訟（全ての秘密保持命令が取り消された訴訟を除く。）に係る訴訟記録の閲覧等の請求の通知等に関する所要の規定を設けること。
(第三十八条関係)

六 損害賠償請求訴訟等における公正取引委員会の意見

二の1の規定による損害賠償に関する訴えが提起されたとき及び二の1の規定による損害賠償の請求が相殺のために裁判上主張されたときは、裁判所は、公正取引委員会に対し、二の1に規定する違反行為によって生じた損害の額について、意見を求めることができるものとする。 (第三十九条関係)

七 緊急停止命令

1 裁判所は、緊急の必要があると認めるときは、公正取引委員会の申立てにより、第三の規定に違反

する疑いのある行為をしている者に対し、当該行為を一時停止すべきことを命じ、又はその命令を取り消し、若しくは変更することができるものとする。

2 1の規定による裁判については、裁判所が定める保証金又は有価証券（社債、株式等の振替に関する法律第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。）を供託して、その執行を免れることができるものとする。その場合において、1の規定による裁判が確定したときは、裁判所は、公正取引委員会の申立てにより、供託に係る保証金又は有価証券の全部又は一部を没取することができるものとする。

3 1及び2の規定による裁判は、非訟事件手続法によって行うものとする。

（第四十条及び第四十一条関係）

第九 雑則

一 独占禁止法の準用

この法律に基づく公正取引委員会の職務及び訴訟に関する手続については、独占禁止法の所要の規定を準用するものとする。

（第四十二条関係）

二 関係行政機関の意見の聴取

1 公正取引委員会は、第三の三のただし書又は第三の四のただし書の規定の適用に関し必要があると認めるときは、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣又はこども家庭庁長官その他の関係行政機関の長に対し、意見を求めることができるものとする。

2 1に定めるもののほか、公正取引委員会は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、意見を求めることができるものとする。

3 内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣及びこども家庭庁長官その他の関係行政機関の長は、第三の三のただし書及び第三の四のただし書の規定の適用について、公正取引委員会に対して意見を述べるができるものとする。

4 3に定めるもののほか、関係行政機関の長は、この法律の施行に関し、公共の利益を保護するため、公正取引委員会に対して意見を述べるができるものとする。

(第四十三条関係)

三 行政手続法の適用除外

公正取引委員会がする第六の二の規定による処分、排除措置命令、課徴金納付命令、第七の五の2又

は第七の六の2の規定による申請に係る処分及び一において準用する独占禁止法の規定による処分については、行政手続法第二章及び第三章の規定は、適用しないものとする。 (第四十四条関係)

四 審査請求の制限

公正取引委員会がこの法律に基づいてした処分又はその不作為については、審査請求をすることができないものとする。 (第四十五条関係)

五 指針の公表

公正取引委員会は、第三及び第四に定める事項に関して、指定事業者が適切に対処するために必要な指針を公表するものとする。 (第四十六条関係)

六 政令への委任

この法律に定めるものを除くほか、公正取引委員会の調査に関する手続その他第三から第五までの規定に違反する行為に係る事件の処理及び第八の七の2の供託に関し必要な事項は、政令で定めるものとする。 (第四十七条関係)

七 政令又は規則の改廃における経過措置

この法律に基づき、政令又は公正取引委員会規則を制定し、又は改廃する場合には、その政令又は公正取引委員会規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができるものとする。

（第四十八条関係）

第十 罰則

罰則について所要の規定を設けること。

（第四十九条から第五十八条まで関係）

第十一 附則

一 この法律の施行期日の規定を整備するものとする。

（附則第一条関係）

二 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の規定の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（附則第二条関係）

三 所要の経過措置を整備するとともに、関係法律について所要の改正を行うこと。

（附則第三条から第八条まで関係）